

第百六十九回国参議院厚生労働委員会會議録第九号

平成二十年五月八日(木曜日)
午前十一時四十七分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

佐藤 正久君
塚田 一郎君

補欠選任

中村 博彦君
若林 正俊君

五月八日

辞任

風間 直樹君

補欠選任

轟木 利治君

出席者は左のとおり。

委員長

岩本 司君

理事

家西 悟君
谷 博之君
蓮 舫君
衛藤 晟一君
渡辺 孝男君

委員

足立 信也君
大河原雅子君
小林 正夫君
櫻井 充君
津田弥太郎君
轟木 利治君
中村 哲治君
森 ゆうこ君
石井 準一君
石井 みどり君
島尻安伊子君
中村 博彦君
西島 英利君
南野知恵子君

衆議院議員

厚生労働委員長
代理
厚生労働委員長
代理

大村 秀章君
山井 和則君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

舛添 要一君

大臣政務官

西川 京子君

厚生労働副大臣

松浪 健太君

事務局長

松田 茂敬君

常任委員会専門員

山本 博司君
小池 晃君
福島みずほ君

本日の会議に付した案件

○介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(若本司君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日まで、佐藤正久君、塚田一郎君及び風間直樹君が委員を辞任され、その補欠として中村博彦君、若林正俊君及び轟木利治君が選任されました。

○委員長(若本司君) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案及び介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国務大臣(舛添要一君) ただいま議題となりました介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

介護保険制度は、介護サービスの利用者数、事業者数共に大幅に増加するなど、国民の間に広く定着してきておりますが、その一方で、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生しております。このため、このような不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直しを行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、介護サービス事業者における法令遵守等を徹底するため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるとともに、厚生労働大臣等に対し、適正な業務管理体制の整備のための勧告権及び命令権を創設することとしております。

第二に、不正行為への組織的な関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣等に対し、介護サービス事業者の本部等に対する立入検査権を創設することとしております。

第三に、不正事業者による処分逃れを防止するため、事業の休廃止の届出について、事後届出制から事前届出制に改めることとしております。

第四に、事業廃止時における利用者のサービスを提供するため、事業を休廃止しようとする介護サービスを継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整等の便宜の提供を義務付けることとしております。

以上のほか、介護サービス事業者の指定及び更新に係る欠格事由として、新たに、監査中に休廃止の届出をした事業者及び同一法人グループ内の密接な関係を有する者が指定取消しを受けた事業者を追加するとともに、指定等の取消処分を受けた事業者に関し、その処分の理由となった事実等を考慮して指定及び更新をすることが相当と認められるときは、都道府県知事等は介護サービス事業者の指定及び更新をできることとする等の所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(若本司君) 次に、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案について、提出者衆議院厚生労働委員長代理大村秀章君から趣旨説明を聴取いたします。大村秀章君。

○衆議院議員(大村秀章君) ただいま議題となりました介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金を始めとする処遇の

改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものであります。

以上が、本案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(岩本司君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願(第一六九七号)

一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第一六九八号)

一、パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願(第一六九九号)(第一七二二号)(第一七二三号)(第一七六二二号)(第一七六三三号)(第一七六四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七六五号)

一、社会保障の充実等に関する請願(第一七七四号)

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八

年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第一七七五号)(第一七七六号)(第一七七七号)

一、パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願(第一七七八号)

一、後期高齢者医療制度を中止・撤回することに関する請願(第一七九号)

一、障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益(定率)負担の中止に関する請願(第一七九六号)(第一七九七号)

一、ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願(第一七九八号)

一、パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願(第一八四七号)(第一八四八号)

一、病院内保育所の拡充に関する請願(第一八四九号)

一、最低賃金を千二百円以上に引き上げることに関する請願(第一八六〇号)

一、障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益(定率)負担の中止に関する請願(第一八六一号)

一、ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願(第一八六二号)

一、障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益(定率)負担の中止に関する請願(第一九一九号)

一、病院内保育所の拡充に関する請願(第一九二〇号)

一、医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願(第一九五二号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一九五三三号)

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八

年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願(第一九八一号)(第一九八二号)

一、社会保障の拡充に関する請願(第一九八三三号)(第一九八四号)(第一九八五号)(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号)

一、医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願(第一九九〇号)

一、パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願(第一九九一号)

一、身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願(第一九九二号)

一、パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願(第一九九三三号)

一、医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願(第二〇二二号)

第一六九七号 平成二十年四月十一日受理

パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願

請願者 北海道帯広市西十条北三ノ三ノ一

一 山根隆 外五百十七名

紹介議員 中川 義雄君

パーキンソン病は、原因不明、根本治療法未確

立で、患者は約一五万人とされており、特定疾

患受給者は九万人弱いる。近年、処方薬により症

状の緩和や進行抑制効果が認められるようにな

り、平均余命近くまで薬に依存して生きられるよ

うになった。特定疾患治療研究認定患者は、治

療費の公費助成を受けている。薬なくしては生き

られない現在、パーキンソン病を特定疾患認定から

外すことがないよう求める。パーキンソン病患者

は痛み・つらさと同じ病状の人に話すことで癒や

される部分が大きい。メンタル面での支えである

地域患者交流会への参加に介護保険を適用し、外

出の機会を持てるよう求める。現在の特定疾患研

究事業でパーキンソン病を始めとする難病の発症

原因を解明し、根治治療法を確立し、新たな発症

者を出さないよう求める。

ついては、患者のQOL向上のため、次の措置

う、難病患者や低所得者への格別の配慮をする

こと。

六、障害者雇用率を増率し若年性難病患者に雇用

機会を創出すること。

第一六九八号 平成二十年四月十一日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等

に関する請願

請願者 埼玉県新座市石神一ノ四ノ三一

阿部竹吉 外千五百五十七名

紹介議員 大門実紀史君

新潟県中越沖地震を始めとする地震、台風によ

る風水害・土砂災害が各地で発生し、尊い命と財

産が犠牲になった。日本の国土は、地震や噴火、

風水害が発生しやすく、さらに地球温暖化と市街

地再開発などの影響で気候変動が大きくなり、過

去の気象からは想定できない災害への対策が求め

られている。建設業界は長期不況や公共事業抑制

による市場の縮小と競争の激化によって、ダンピ

ング受注と下請に対する指し値発注や下請代金・

賃金の切下げ・遅延・不払などが横行し、建設業

者の経営と労働者の生活が深刻な危機に陥ってい

る。また、アスベスト粉じん問題では建築物解

体・改修現場での早急な施策が求められており、

更新期を迎えた公共施設の維持管理は重要な問題

になっている。

ついては、国民の安全・安心の願いにこたえる

公共事業を実現するため、次の事項について実現

を図りたい。

一、公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換

するために

1 アスベストの飛散防止や適切な処理方法を

早急に確立するとともにアスベスト曝露に伴

う健康被害を防ぐこと。じん肺・アスベスト

被害者の労働災害認定基準を大幅に緩和し、

すべての被害者に対して補償すること。

二、公正な賃金・労働条件と業者の適正な収入・

仕事を確保するために

1 公契約法(公共事業における賃金等確保法)を制定するなど法体系を整備し、下請及び資材業者と労働者に対し適正な単価と賃金・労働条件が確保される仕組みをつくること。
2 建設業及び建設関連業の各業種について労働者派遣法の適用対象としないこと。

第一六九号 平成二十年四月十一日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 神戸市西区竹の台五ノ一ノ三四
山本信行 外五百五十九名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七二二号 平成二十年四月十一日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田三ノ三ノ六
高橋忠郎 外三百六十五名
紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七二三号 平成二十年四月十一日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 秋田市榑山佐竹町一ノ五〇 小森
浩 外七百二十四名
紹介議員 鈴木 陽悦君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七六二号 平成二十年四月十四日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 大分市松が丘六八ノ一四 池邊大
作 外三百二十名
紹介議員 衛藤 晟一君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七六三号 平成二十年四月十四日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 佐賀市高木瀬西二ノ一三ノ二三
廣瀨昭治 外三百九十六名
紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七六四号 平成二十年四月十四日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 東京都杉並区浜田山三ノ二五ノ四
有賀稔 外千六百六十八名
紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七六五号 平成二十年四月十四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都葛飾区四ツ木一ノ三三ノ一
田由美子 外千九百九十九名
紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第一七七四号 平成二十年四月十四日受理
社会保障の充実等に関する請願

請願者 広島県福山市加茂町下加茂一二六
佐方光 外三十九名
紹介議員 仁比 聡平君
経済財政諮問会議は、消費税による基礎年金の税方式化を始め、社会保障と税の一体改革の推進を打ち出し、政府税制調査会答申も、社会保障財源を理由に消費税増税を強調した。また、自民党財政改革研究会は、消費税を「社会保障税」と名前を変えて増税を提言した。財界と政府・与党は、社会保障財源を消費税増税に求め、いかに国民に押し付けるかに腐心している。しかし、消費税は、収入の少ない人ほど負担の重い税制であり、社会保障財源として最もふさわしくない。社会保障財源は、憲法第二十五条に従って所得再分配で確

保すべきであり、課税は、負担能力に応じて応能負担原則により、生活費非課税原則は尊重されなければならない。
ついては、次の事項について実現を図られたこと。
一、後期高齢者医療制度を中止・撤回すること。
二、消費税によらない最低保障年金制度を直ちにすること。

第一七七五号 平成二十年四月十四日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 浜松市東区小池町四九七ノ六
井悦子 外二千四百四十四名
井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一七七六号 平成二十年四月十四日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 山形県南陽市櫛塚一、二七四
藤由幸 外二千四百四十四名
紙 智子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一七七七号 平成二十年四月十四日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 さいたま市見沼区堀崎町一四一ノ
二 小澤年子 外二千四百四十四名
名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一七七八号 平成二十年四月十四日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 福岡市早良区飯倉三ノ一ノ五 徳
永武重 外千五十名
紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一七七九号 平成二十年四月十四日受理
後期高齢者医療制度を中止・撤回することに関する請願

請願者 山梨県北杜市高根町清里二、六二
岡部恵子 外百六十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一七八〇号 平成二十年四月十四日受理
障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益(定率)負担の中止に関する請願

請願者 三重県津市神戸一、八九三ノ一
寺岡秀子 外三千五百五十七名
名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一七八七号 平成二十年四月十四日受理
障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益(定率)負担の中止に関する請願

請願者 京都市右京区太秦森ヶ前町一一ノ
一ノ一〇七 野崎正和 外九百九十九名
名
紹介議員 大河原雅子君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一七八八号 平成二十年四月十四日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願

請願者 千葉県松戸市新松戸六ノ一五四
野村昌弘 外九十九名
紹介議員 大河原雅子君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一八四七号 平成二十年四月十五日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 長崎県佐世保市大岳台町一八ノ九
北島健次郎 外五百三名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一八四八号 平成二十年四月十五日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願

請願者 福島県白河市表郷金山字荒屋二四
ノ五 宮川俊則 外九百十一名
紹介議員 金子 恵美君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一八四九号 平成二十年四月十五日受理
病院内保育所の拡充に関する請願

請願者 札幌市西区西野四条一〇ノ三ノ二
三 若狭任郎 外四十四名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第一八六〇号 平成二十年四月十五日受理
最低賃金を千二百円以上に引き上げることに関する請願

請願者 東京都新宿区筑土八幡町二ノ二一
ノ三〇一 伴幸生 外千二百三十名
紹介議員 福島みずほ君
最低賃金の原則(最低賃金法第三条(一)労働者の生計費(二)類似の労働者の賃金(三)事業の支払能力(四)の中で生計費原則は無視されてきた。同じ職場で同じ仕事に従事しながら、正規・非正規の違いで時間当たり賃金が二・三倍も異なる状況が生まれており、非正規労働者の若者が低賃金のためネット・カフェ難民となり生存権を脅かされる事態になっている。格差拡大を是正するための最

賃引上げ議論が開始されているが、若者が結婚し家庭を維持していくことを考慮すれば、極めて不十分と言わざるを得ない。経済協力開発機構(OECD)は貧困ラインを、国民の平均値の半分の年収としているが、日本では、貧困ラインは二三八万円である。二〇〇二年の調査では、二九歳以下世帯の二五%以上が貧困ライン以下であり、最低賃金を一、二〇〇円に引き上げること、貧困ラインを上回ることができる。欧米各国の最低賃金も一、二〇〇円を超えるものが多く、米国もニューヨーク州で一〇・六ドル(約一、二七二円)と決して低くない。また同時に、EU各国に倣い企業規模の違いによる賃金格差の是正と、中小企業に対するグローバル企業の支配を打ち破ることを求める。そうすれば、中小企業労働者の賃金の向上を加速し、格差は正効果をもたらすことになる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、若者が生きていける賃金と生存権を保障し、最低賃金一、二〇〇円以上への引上げを行うこと。

第一八六一号 平成二十年四月十五日受理
障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益(定率)負担の中止に関する請願

請願者 東京都東村山市本町四ノ一〇ノ一
七ノ四〇三 齊藤加弥 外九百九十九名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八六二号 平成二十年四月十五日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願

請願者 札幌市北区北三十三条西七ノ二ノ一
一 森哲雄 外百名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第一九一九号 平成二十年四月十六日受理
障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する応益(定率)負担の中止に関する請願

請願者 千葉市美浜区磯辺五ノ一ノ四ノ二
二〇五 石若順子 外六千五百四十五名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一九二〇号 平成二十年四月十六日受理
病院内保育所の拡充に関する請願

請願者 北海道函館市根崎町五五ノ一
和泉貞子 外九十九名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第一九五二号 平成二十年四月十七日受理
医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願

請願者 愛知県東海市加木屋町陀々法師一
四ノ四二二 向井茂樹 外九百九十九名
紹介議員 森田 高君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九五三号 平成二十年四月十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡板倉町内蔵新田一
小暮君子 外二千三百三十名
紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第一九八一号 平成二十年四月十七日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八百四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 静岡市清水区北矢部町二ノ二ノ六
類家裕美子 外四千二百三十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一九八二号 平成二十年四月十七日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八百四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 京都府長岡京市馬場一ノ一ノ二七
森崎慶子 外四千二百三十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一九八三号 平成二十年四月十七日受理
社会保障の拡充に関する請願

請願者 新潟県上越市吉川区土尻三四〇
内藤宏 外三千三百九十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九八四号 平成二十年四月十七日受理
社会保障の拡充に関する請願

請願者 宮崎市大字赤江一、一一ノ一九
田畑まりこ 外三千三百九十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九八五号 平成二十年四月十七日受理
社会保障の拡充に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町大通一ノ五
高野梅雄 外三千三百九十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九八六号 平成二十年四月十七日受理
社会保障の拡充に関する請願

請願者 山梨県甲府市緑が丘二ノ三ノ一一
ノ二〇一 小野裕明 外三千三百

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

九十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九八七号 平成二十年四月十七日受理

社会保障の拡充に関する請願

請願者 岩手県釜石市甲子町一〇ノ一五九
ノ七六 菊池郁子 外三千三百九
十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九八八号 平成二十年四月十七日受理

社会保障の拡充に関する請願

請願者 大分県別府市平田町八ノ一三 赤
宗力 外三千三百九十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九八九号 平成二十年四月十七日受理

社会保障の拡充に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲中町一ノ一一
井上喜博 外三千三百九十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九九〇号 平成二十年四月十七日受理

医師・看護師などを大幅に増員するための法改正
に関する請願

請願者 広島市中区舟入南三ノ一ノ三
鎌倉セツエ 外九百九十九名

紹介議員 亀井 郁夫君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第一九九一号 平成二十年四月十七日受理

パーキンソン病患者のＱＯＬ（生活の質）向上に
関する請願

請願者 山口県周南市清水一ノ一〇ノ四
伊豆悦子 外四千六名

紹介議員 岸 信夫君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一九九二号 平成二十年四月十七日受理

身近な地域での安心して産める場所の確保に
関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜
一、八四八ノ一四 中島真奈美
外二千八十九名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第四一六号と同じである。

第一九九三号 平成二十年四月十七日受理

パーキンソン病患者のＱＯＬ（生活の質）の向上に
関する請願

請願者 静岡県沼津市千本緑町三ノ一四ノ
一二 石貝嶺次 外七百九名

紹介議員 坂本由紀子君

この請願の趣旨は、第一六九七号と同じである。

第二〇一二号 平成二十年四月十七日受理

医師・看護師などを大幅に増員するための法改正
に関する請願

請願者 広島市東区牛田新町一ノ六ノ三二
木村雅子 外千三百三十九名

紹介議員 佐藤 公治君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

五月二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、医師・看護師などを大幅に増員するための
法改正に関する請願（第二〇三五号）（第二〇
三六号）（第二〇三七号）

一、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に
関する請願（第二〇三八号）

一、医師・看護師などを大幅に増員するための
法改正に関する請願（第二〇六六号）

一、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に
関する請願（第二〇六七号）（第二〇七四号）

一、医師・看護師などを大幅に増員するための
法改正に関する請願（第二〇七六号）（第二〇
七七号）

一、パーキンソン病患者のＱＯＬ（生活の質）の
向上に関する請願（第二二二〇号）

一、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に
関する請願（第二二六一号）

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八
年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤
回に関する請願（第二二七八号）（第二二七九
号）（第二二八〇号）（第二二八一号）（第二二八
二号）（第二二八三号）（第二二八四号）

一、社会保障の拡充に関する請願（第二二八五
号）

一、高齢者が安心して暮らせる社会保障の充実
に関する請願（第二二八六号）

一、ワーキング・プアも過労死もない社会、働
くルールの確立に関する請願（第二二八七号）
（第二二八八号）（第二二八九号）（第二二九〇
号）（第二二九一号）（第二二九二号）（第二二九
三号）

一、後期高齢者医療制度を中止・撤回すること
に関する請願（第二二九四号）

一、地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に
関する請願（第二二九五号）

一、七十五歳以上の高齢者の命を差別する後期
高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
（第二二九六号）

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高
齢者医療制度の中止・撤回に関する請願（第
二二九五号）

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八
年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤
回に関する請願（第二二九六号）

一、医師・看護師などを大幅に増員するための
法改正に関する請願（第二二四七号）（第二二
四八号）

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八
年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤
回に関する請願（第二二四七号）（第二二四
八号）

一、国の医療にまわすお金を増やし、医療の危
機を打開し患者負担を軽減することに関する
請願（第二二八六号）

一、高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八
年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤
回に関する請願（第二三〇一号）

第二〇三三三号 平成二十年四月十八日受理

医師・看護師などを大幅に増員するための法改正
に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸一条一六ノ五ノ
五 蛇原ヤヨエ 外三千八百八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇三三六号 平成二十年四月十八日受理

医師・看護師などを大幅に増員するための法改正
に関する請願

請願者 秋田県横手市杉沢字中杉沢三三〇
小田島千津子 外九百九十九名

紹介議員 松浦 大悟君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇三七号 平成二十年四月十八日受理

医師・看護師などを大幅に増員するための法改正
に関する請願

請願者 青森県弘前市青山五ノ二一ノ一三
田沢至 外二千八百四名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇三八号 平成二十年四月十八日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に
関する請願

請願者 兵庫県洲本市山手一ノ一ノ一五ノ
四 藤原大介 外三百九十九名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第二〇六六号 平成二十年四月十八日受理
医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願

請願者 山口県宇部市野中四ノ一〇ノ四七
小田村直也 外千八百八十五名
紹介議員 藤谷 光信君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇六七号 平成二十年四月十八日受理
地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 岐阜市本荘三、六八〇ノ一五 松
中広希 外百九十九名
紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第二〇七四号 平成二十年四月十八日受理
地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町白金二ノ五
五ノ六 北岡佑太 外五百三十八名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第二〇七六号 平成二十年四月十八日受理
医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願

請願者 仙台市青葉区台原五ノ一ノ二三
福田悦子 外四百八十九名
紹介議員 今野 東君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二〇七七号 平成二十年四月十八日受理
医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願

請願者 奈良県葛城市長尾三三四ノ三 衣

紹介議員 笠幸枝 外五千八百九十四名
中村 哲治君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二二〇号 平成二十年四月二十一日受理
パーキンソン病患者のQOL(生活の質)の向上に関する請願

請願者 石川県金沢市弥勒町ヨノ五九ノ一
小森和夫 外三百三十九名
紹介議員 岡田 直樹君
この請願の趣旨は、第一六九七号と同じである。

第二二六一号 平成二十年四月二十二日受理
地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 岐阜県恵那市東野七七一 長谷川
和利 外百九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第二二七八号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 静岡市清水区八坂南町四ノ一〇
大石初枝 外千四百七十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二七九号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町三ノ坪三ノ二
八 常盤ゆかり 外千四百七十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二一八〇号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 埼玉県北本市栄七ノ四ノ五ノ二〇
三 近藤佐地子 外千四百七十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二八一号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡岩美町浦富二、六〇
八ノ三 浜田寿治 外千四百七十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二八二号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 茨城県取手市井野団地五ノ七ノ一
〇二 田中喜紫 外千四百七十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二八三号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 北九州市八幡西区南八千代町五ノ
一三 下條英子 外千四百七十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二八四号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 和歌山県岩出市根来二七四ノ六
小堀俊明 外千四百七十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二八五号 平成二十年四月二十二日受理
社会保障の拡充に関する請願

請願者 愛知県北設楽郡設楽町田口字太田
一七ノ三 金田祐紀子 外六千八百八十名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二二八六号 平成二十年四月二十二日受理
高齢者が安心して暮らせる社会保障の充実に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町四ノ二
四ノ二三 赤岡淳子 外五百四十四名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二二八七号 平成二十年四月二十二日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願

請願者 新潟市北区嘉山二、二三四ノ一五
神田康孝 外五百九十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第二二八八号 平成二十年四月二十二日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願

請願者 岡山市西古松五三ノ一ノ一、〇〇

八 浜子泰範 外五百九十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第二二八九号 平成二十年四月二十二日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願
請願者 青森県八戸市沼館一ノ二ノ四〇
西野慎一 外五百九十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第二二九〇号 平成二十年四月二十二日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願
請願者 千葉県船橋市東船橋四ノ二七ノ八
ノ三〇五 大成敬一 外五百九十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第二二九二号 平成二十年四月二十二日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願
請願者 仙台市青葉区北山二ノ一四ノ五ノ
七 渡部秀幸 外五百九十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第二二九二号 平成二十年四月二十二日受理
ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願
請願者 北九州市小倉北区中井一ノ一八ノ
二六ノ二〇四 大崎憲一 外五百九十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第二二九三号 平成二十年四月二十二日受理

ワーキング・プアも過労死もない社会、働くルールの確立に関する請願
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘一〇ノ三、
七三二ノ三〇 吉田正 外五百九十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第二二九四号 平成二十年四月二十二日受理
後期高齢者医療制度を中止・撤回することに関する請願
請願者 大阪府河内長野市古野町一九ノ二
〇 八幡庄子 外七百七十名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第二二九二号 平成二十年四月二十三日受理
地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願
請願者 岐阜県関市山王通一ノ四ノ四一ノ
Bノ一〇三 榊原卓也 外百九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第二二四四号 平成二十年四月二十三日受理
七十五歳以上の高齢者の命を差別する後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 北海道士別市西二条一五丁目 村
上喜代治 外六百九十九名
紹介議員 紙 智子君
次の事項について実現を図りたい。
一、七十五歳以上の高齢者の命を差別する後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。

第二二四五号 平成二十年四月二十三日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 北海道恵庭市島松寿町一ノ一ノ三

成田誠一 外百九名
紹介議員 紙 智子君
後期高齢者医療制度は(一)保険料負担のなかつた扶養家族を含めて、七十五歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する(二)月額一万五、〇〇〇円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする(三)保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる(四)七十五歳以上を対象にした別建ての診療報酬(医療保険から支払われる医療費)を設定し、高齢者に差別医療を強いるものである。さらに、六五〇七四歳の国保料を年金から天引きし、七〇〇七四歳の窓口負担を二割から二割へ引き上げようとしている。既に二〇〇六年一月より、長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並み所得者の二割から三割負担への引上げが実施された。年齢のみで差別するような医療制度は世界に例を見ず、憲法に保障された生存権、基本的人権、人としての尊厳を踏みにじるものである。
ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
二、七〇〇七四歳の窓口負担の二割への引上げをやめること。
三、医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

第二二四六号 平成二十年四月二十三日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇〇八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 北海道石狩郡当別町緑町二五九ノ
一〇 佐藤美智子 外二千七百七十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二四七号 平成二十年四月二十三日受理
医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願
請願者 京都市右京区京北周山町河端三ノ
二一 水谷理絵 外九百九十九名
紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二二四八号 平成二十年四月二十三日受理
医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市三俣町二ノ一四ノ七
星野まり子 外五百二十名
紹介議員 富岡由紀夫君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二二八四号 平成二十年四月二十四日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇〇八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 名古屋市北区楠味鏡四ノ八〇七
徳田秋 外二千一名
紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二八五号 平成二十年四月二十四日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇〇八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 福島市御山字中屋敷九六 菅原浩
哉 外千二百十六名
紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二八六号 平成二十年四月二十四日受理
国の医療にまわすお金を増やし、医療の危機を打開し患者負担を軽減することに関する請願
請願者 福島県いわき市平幕ノ内字大内一
〇ノ三 鈴木振司 外七十三名

者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十条第二項第七号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に、「第七十五條を「第七十五條第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 申請者が、第七十六條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五條第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十條第二項第八号中「前号」を「第七号」に、「第七十五條」を「第七十五條第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号まで又は第七号から前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第七号から第九号」に改める。

第七十一條第一項ただし書及び第七十二條第二項中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

第七十四條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き

続き当該指定居宅サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十五條中「当該指定居宅サービス」を「休止した当該指定居宅サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七十五條の次に次の一条を加える。
（都道府県知事等による連絡調整又は援助）
第七十五條の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者による第七十四條第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅サービス事業者による第七十四條第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十六條第一項中「の当該指定に係る事業所の下に」、事務所その他指定居宅サービスの事業に係る場所」を加える。

第七十六條の二第二項中「当該指定に係る事業所の従業員若しくは技能若しくはは人員について第七十四條第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないを」次の各号に掲げる場合に該当するに、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないを」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業員若しくは技能又は人員について第七十四條第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第七十四條第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

三 第七十四條第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第七十六條の二第五項中「第七十四條第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないを」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第七十七條第一項第四号中「第七十四條第四項」を「第七十四條第五項」に改める。

第七十八條中「その旨」を「当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第七十五條の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）を」を「第七十五條第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

第七十八條の二第四項第五号の二中「第百十五條の十一第二項第五号の二及び第百十五條の二十第二項第四号の二」を「第百十五條の二十二第二項第五号の二及び第百十五條の二十二第二項第四号の二」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第七十八條の九」を「第七十八條の十」に改め、「規定により指定」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

を加える。

六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、

この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十八条の二第四項第七号中「第七十八条の九を「第七十八条の十」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同項第九号中「いずれかに」を「イからニまで又はハ」認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はヘのいずれかに」に改め、同号ハ中「第百十五号の十一第二項第九号ハ及び第百十五号の二十第二項第八号ハ」を「第百十五号の十二第二項第九号ハ及び第百十五号の二十二第二項第八号ハ」に改め、同号ニ中「第七十八条の九を「第七十八条の十」に改め、「指定の下に」(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)」を加え、同号ホ中「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同号ホを同号ハとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分理由行政手続法第十五条の規定による通知があつた日(前六十日以内)にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものに「第七十八条の二第五項第一号中「申請者」の下に「(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。」「を「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に改め、「規定により指定の下に」(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。))を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

一の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

第七十八条の二第五項第二号中「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定(予定日)当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日

を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八条の二第五項第三号イ中「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に改め、同号ロ中「前号」を「第二号」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改める。

第七十八条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたとき又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。))を受けていた者又は同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けていた者であつて、当該事業の廃止若しくは休止の日又は当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定地域密着型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等を継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十八条の五中「当該指定地域密着型サービス」を「休止した当該指定地域密着型サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。
2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指

定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第五章第三節中第七十八條の十一を第七十八條の十二とする。

第七十八條の十中「その旨を」を「当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項に改め、同条第二号中「第七十八條の五の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第七十八條の五第二項の規定による事業の廃止の届出に改め、同条第三号中「第七十八條の七」を「第七十八條の八」に改め、同条を第七十八條の十一とする。

第七十八條の九第六号中「第七十八條の四第六項を第七十八條の四第七項に改め、同条第九号及び第十号中「第七十八條の六第一項を「第七十八條の七第一項」に改め、同条を第七十八條の十とする。

第七十八條の八第一項中「第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第七十八條

の四第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三 第七十八條の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。

四 第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第七十八條の八を第七十八條の九とし、第七十八條の七を第七十八條の八とする。

第七十八條の六第一項中「当該指定に係る事業所」の下に、「事務所その他指定地域密着型サービスの事業に係る場所を加え、同条を第七十八條の七とする。

第七十八條の五の次に次の一条を加える。
(市町村長等による連絡調整又は援助)

第七十八條の六 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者による第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十九條第二項第五号中「第百十五條の二第十九第六項を第百十五條の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該

指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九條第二項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第八十四條第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九條第二項第六号中「第百十五條の二第十九第六項を第百十五條の三十五第六項」に、「第八十二條を「第八十二條第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 申請者が、第八十三條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第八十四條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当

該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十九条第二項第八号二中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号亦中「第八十二条」を「第八十二条第二項」に改める。

第八十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第八十二条中「当該指定居宅介護支援」を「休止した当該指定居宅介護支援」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第八十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行わ

れるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援

事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第八十三条第一項中「当該指定に係る事業所」の下に「事務所その他指定居宅介護支援の事業に係る場所」を加える。

第八十三条の二第一項中「当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人数について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める人数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める人数の介護支援専門員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人数について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める人数を満たしていない場合
当該厚生労働省令で定める人数を満たすこと。
二 第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて

適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。

三 第八十一条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第八十三条の二第五項中「第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第八十四条第一項第四号中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

第八十五条中「その旨」を「当該指定居宅介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項に改め、同条第二号中「第八十二条の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く)」を「第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第八十六条第二項第四号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第八十六条第二項第五号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第八十六条第二項第七号二中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第八十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、第九十一条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護福祉施設サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護福祉施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護老人福祉施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第八十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑

に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者及び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護老人福祉施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第九十条第一項中「若しくは指定介護老人福祉施設の下に」指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他の指定介護老人福祉施設の運営に係る場所を加える。

第九十一条の二第一項中「その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合、当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をする。

三 第八十八条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

第九十一条の二第五項中「第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第九十二条第一項第四号中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

第九十三条中「その旨」を「当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第九十四条第三項第六号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第九十四条第三項第七号中「第百十五条の二

十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に、「第百五条において準用する医療法第九条第一項」を「第九十九条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第九十四条第三項第八号中「前号」を「第七号」に、「第百五条において準用する医療法第九条第一項」を「第九十九条第二項」に改める。

第九十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設の開設者は、第九十九条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日以前に当該介護老人保健施設サービスを受けていた者であつて、当該介護老人保健施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に對し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第九十九条の見出しを（変更の届出等）に改め、同条中「あつたとき」の下に「又は休止した当該介護老人保健施設を再開したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老

人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九十九条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）
第九十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百条第一項中「若しくは介護老人保健施設の下に」介護老人保健施設の開設者の事務所その他の介護老人保健施設の運営に係る場所を加える。

第百三条第一項中「その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）を「次の各号において同じ」に適合していない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第三項に規定する介護

老人保健施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきを、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきに改め、同項に次の各号を加える。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合していない場合 当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三 第九十七条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

百三十三条第五項中「第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合しなくなった」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

百三十四条第一項第三号中「第九十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

百三十四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一 第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。

二 第九十九条第二項の規定による廃止の届出があったとき。

三 前条第一項又は百三十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

百三十五条中「第八條の二第二項及び第九條」を「第九條第二項」に、「前条」を「百三十四條」に改める。

百七十七条第三項第五号中「百三十五条の二十九第六項」を「百三十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護療養型医療施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護療養型医療施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護療養型医療施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

百七十七条第三項第六号中「百三十五条の二十九第六項」を「百三十五条の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 当該療養病床病院等の開設者が、第二百一十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき百三十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に百三十三条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

百七十七条第三項第七号中「前号」を「第六号」に改める。

百三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

は、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護療養施設サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護療養施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に對し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護療養型医療施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

百三十一条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

百三十一条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護療養型医療施設の開設者による百三十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者及び他の指定介護療養型医療施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護療養型医療施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者による百三十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

百三十二条第一項中「若しくは指定介護療養型医療施設」の下に「指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に係る場所」を加える。

百三十三条の二第二項中「その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について百三十四条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について百三十四条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 百三十四条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合 当該指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をする。

三 百三十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

百三十三条の二第五項中「百三十四条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

百三十四条第一項第四号中「百三十四条第四項」を「百三十五条第五項」に改める。

百三十五条中「その旨」を「当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「百三十五条の二十九第六項」を「百三十五条の三十五第六項」に改める。

百三十五条の二第二項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（介護予防特定施設入居者生

百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該申請者の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するため、の当該指定介護予防サービス事業者による

第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の二第二項第七号中「第百十五條第八項又は第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十三第六項」に、「第百十五條の五」を「第百十五條の五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加ふる。

七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの場合に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内特定の日を通知した場合における当該特

第百十五條の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五条の五中「当該指定介護予防サービス」を「休止した当該指定介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防サービスマ事業者は、当該指定介護予防サービスマ事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六章中第百十五條の四十一を第百十五條の四十七とする。

第百十五條の四十第四項中「第百十五條の三十八第一項第一号」を「第百十五條の四十四第二

第百十五條の三十九を第百十五條の四十五とし、第百十五條の三十八を第百十五條の四十四とし、第五章第九節中第百十五條の三十七を第百十五條の四十三とする。

第百十五條の三十五を第百十五條の四十一とし、第百十五條の三十から第百十五條の三十四までを六条ずつ繰り下げる。

第百十五條の二十九第一項中「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者以下「介護サービス事業者」という。」を「介護サービス事業者」に改め、同条を第百十五條の三十五とする。

第五章第九節を同章第十節とし、同章第八節の次に次の一節を加える。

第九節 業務管理体制の整備
(業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十一 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居

宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、

者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定

介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サ
ビス事業者」という。）は、第七十四条第五

項、第七十八條の四第七項、第八十一條第五項、第八十八條第五項、第九十七條第六項、

第一百条第五項、第一百五條の四第五項、第一百五條の十四第七項又は第一百五條の二十

四第五項に規定する義務の履行が確保される

よう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に對し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 一次号及び第三次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所(当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む)が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む)が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この節において「厚生労働大臣等」という)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第百十五條の三十三 前條第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同條第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)における同條第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に對し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に對し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事(次條第五項において「関係都道府県知事」という)又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び同條第五項において「関係市町村長」という)、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前條第一項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に對し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に關して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に對し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに應じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第二十四條第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勸告、命令等)

第百十五條の三十四 第百十五條の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同條第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く)が、同條第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に對し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護

サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第五章第八節第百十五條の二十八を第百十五條の三十一とする。

第百十五條の二十七中「その旨を」を「当該指定介護予防支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同條第二号中「第百十五條の二十三の規定による届出(同條の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同條に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同條を第百十五條の三十とする。

第百十五條の二十六第一号中「第百十五條の二十第二項第四号」を「第百十五條の二十二第二項第四号」に改め、同條第二号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第一項」に改め、同條第三号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第二項」に改め、同條第四号中「第百十五條の二十二第四項」を「第百十五條の二十四第五項」に改め、同條第六号及び第七号中「第百十五條の二十四第一項」を「第百十五條の二十七第一項」に改め、同條を第百十五條の二十九とする。

第百十五條の二十五第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五條の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同條第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に關する基準に従つて適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同條第二項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働

省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を遵守すべきをそれぞれ当該各号に定める措置をとるべきに改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第百十五條の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。

三 第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十五條の二十五を第百十五條の二十八とする。

第百十五條の二十四第一項中「の当該指定に係る事業所の下に」、事務所その他指定介護予防支援の事業に係る場所を加え、同条を第百十五條の二十七とする。

第百十五條の二十三中「当該指定介護予防支援を」を「休止した当該指定介護予防支援に改め、」を「休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようと

するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第百十五條の二十三を第百十五條の二十五とし、同条の次に次の一條を加える。

（市町村長等による連絡調整又は援助）
第百十五條の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

4 指定介護予防支援事業者は、次条第二項のし、同条第三項の次に次の一項を加える。

規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービスの提供を希望する者に対し、他の指定介護予防支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五條の二十二を第百十五條の二十四とする。

第百十五條の二十一の前の見出しを削り、同条を第百十五條の二十三とし、同条の前に見出しとして「指定介護予防支援の事業の基準」を付する。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定することが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の二十第二項第六号中「第百十五條の二十六」を「第百十五條の二十九」に、「第百十五條の二十三」を「第百十五條の二十五第二項」に改め、同条の次に次の一号を加える。

六の二 申請者が、第百十五條の二十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五條の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五條の二十第二項第八号中「第百十五條の二十六」を「第百十五條の二十九」に改め、同号中「第百十五條の二十三」を「第百十五條の二十五第二項」に改め、同条を第百十五

条の二十二とする。

第五章第七節中「第百十五條の十九を第百十五條の二十一とする。」

第百十五條の十八中「その旨を」を「当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五條の十四の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条を第百十五條の二十とする。

第百十五條の十七第一号中「第百十五條の十一第二項第五号」を「第百十五條の十二第二項第五号」に改め、同条第二号中「第百十五條の十一第三項第三号」を「第百十五條の十二第三項第三号」に改め、同条第三号中「第百十五條の十一第五項」を「第百十五條の十二第五項」に改め、同条第四号中「第百十五條の十三第一項」を「第百十五條の十四第一項」に改め、同条第五号中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十四第二項」に改め、同条第六号中「第百十五條の十三第六項」を「第百十五條の十四第七項」に改め、同条第八号及び第九号中「第百十五條の十五第一項」を「第百十五條の十七第一項」に改め、同条を第百十五條の十九とする。

第百十五條の十六第一項中「第百十五條の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五條の十三第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型

型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第百十五條の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従い、第百十五條の十三第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第百十五條の十二第五項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合、当該条件に従ふこと。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三 第百十五條の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合

当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。

四 第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合、当該便宜の提供を適正に行ふこと。

第百十五條の十六を第百十五條の十八とする。

第百十五條の十五第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る場所」を加え、同条を第百十五條の十七とする。

第百十五條の十四中「当該指定地域密着型介護予防サービス」を「休止した当該指定地域密着型介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第百十五條の十四を第百十五條の十五とし、同条の次に次の一条を加える。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第百十五條の十六 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十五條の十三第六項を同条第七項とし、

同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型介護予防サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域密着型介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に對し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五條の十三を第百十五條の十四とする。

第百十五條の十二の前の見出しを削り、同条を第百十五條の十三とし、同条の前に見出しとして「指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準」を付する。

第百十五條の十一第二項第二号中「第百十五條の十三第一項」を「第百十五條の十四第一項」に改め、同項第三号中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十四第二項」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、「第百十五條の十七」を「第百十五條の十九」に改め、「規定により指定」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の十一第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五條の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

た事実及び当該事実の発生を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五條の十一第二項第七号中「第百十五條の十七」を「第百十五條の十九」に、「第百十五條の十四」を「第百十五條の十五第二項」に改め、同項第九号中「いづれかに」を「イから二まで又はハ（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はヘのいづれかに）に改め、同号二中「第百十五條の十七」を「第百十五條の十九」に改め、「指定」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号ホ中「第百十五條の十四」を「第百十五條の十五第二項」に改め、同号ホを同号へ

とし、同号二の次に次のように加える。

ホ 第百十五條の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第百十五條の十一第三項第一号中「申請者の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、「第百十五條の十七第二号」を「第百十五條の十九第二号」に改め、「規定により指定」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五條の十九（第二号から第五号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

一の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の十九（第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

第百十五條の十一第三項第二号中「第百十五條の十七第二号」を「第百十五條の十九第二号」に、「第百十五條の十四」を「第百十五條の十五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 申請者が、第百十五條の十七（第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五條の十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をするこ

とが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五條の十一第三項第三号イ中「第百十五條の十七第二号」を「第百十五條の十九第二号」に改め、同号ロ中「前号」を「第二号」に、「第百十五條の十四」を「第百十五條の十五第二項」に改め、同条を第百十五條の十二とする。

第五章第六節第百十五條の十を第百十五條の十一とする。

第百十五條の九中「その旨を」を「当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五條の五の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）を」を「第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同条を第百十五條の十とする。

第百十五條の八第一項第四号中「第百十五條の四第四項」を「第百十五條の四第五項」に改め、同項第六号及び第七号中「第百十五條の六第一項」を「第百十五條の七第一項」に改め、同条を第百十五條の九とする。

第百十五條の七第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防防

くは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスに係る事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合、当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスに係る事業の運営をすること。

三 第百十五條の四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十五條の七第五項中「第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない」を「第一項

各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同条を第百十五條の八とする。

第百十五條の六第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に、「事務所その他指定介護予防サービスの事業に係る場所」を加え、同条を第百十五條の七とする。

第百十五條の五の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第百十五條の六 都道府県知事又は市町村長は、指定介護予防サービス事業者による第百十五條の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防サービス事業者による第百十五條の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百二十二條の二第一項中「第百十五條の三十八第一項第一号」を「第百十五條の四十四第一項第一号」に改める。

第百二十五條第二項中「第百十五條の三十二第一項（第百十五條の三十六第三項）を第百十五條の三十八第一項（第百十五條の四十二第三項）」に、「第百十五條の三十九第五項（第百十五條の四十第三項）」を「第百十五條の四十五第五項（第百十五條の四十六第三項）」に改める。

第百二十六條の二第一号中「第百十五條の三十

三（第百十五條の三十六第三項）を「第百十五條の三十九（第百十五條の四十二第三項）」に改め、同条第二号中「第百十五條の三十四第一項（第百十五條の三十六第三項）」を「第百十五條の四十第一項（第百十五條の四十二第三項）」に改め、同条第三号中「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十一」に、「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第三項」に改める。

第百二十九條第二号中「第七十八條の六第一項」を「第七十八條の七第一項」に、「第百十五條の六第一項、第百十五條の十五第一項又は第百十五條の二十四第一項」を「第百十五條の七第一項、第百十五條の十七第一項、第百十五條の二十一第一項又は第百十五條の二十三第一項」に改め、同条第三号中「第百十五條」を「第九十九條第二項又は第百十五條」に、「第八條の二第二項及び第九條」を「第九條第二項」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第二条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條の三及び第十六條第一項中「あらかじめ」を「その廃止又は休止の日の一月前までに」に改める。

第二十九條第二項後段を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四條の二第一項中「第二十九條第六項及び第八項」を「第二十九條第七項及び第九項」に改める。

第四十條第一号中「第二十九條第六項」を「第二十九條第七項」に改め、同条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（不正利得の徴収等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、介護保険法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等が、施行日前にした偽りその他不正の行為により同法第四十一條第六項、第四十二條の二第六項、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第五十一條の三第四項、第五十三條第四項、第五十四條の二第六項、第五十八條第四項又は第六十一條の三第四項の規定による支払を受けた場合におけるこの法律による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第二十二條第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

（指定等の申請に関する経過措置）

第四条 施行日前にされたこの法律による改正前の介護保険法（以下この条及び次条において「旧介護保険法」という。）第七十條第一項（旧介護保険法第七十條の二第四項）旧介護保険法第七十八條の十一、第百十五條の十、第百十五條の十九及び第百十五條の二十八において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）第七十八條の二第一項、第七十九條第一項（旧介護保険法第七十九條の二第四項）において準用する場合を含む。）第八十六條第一項（旧介護保険法第八十六條の二第四項）において準用する場

合を含む。)、第九十四条第一項(旧介護保険法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第七十七条第一項(旧介護保険法第七十七条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十五条の二第一項、第九十五条の二第二項又は第九十五条の二第三項の指定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新をするかどうかの処分がなされていないものについてこれらの処分については、なお従前の例による。

(指定又は許可の取消しに関する経過措置)

第五条 新介護保険法第七十条第二項第六号の三(新介護保険法第七十条の二第四項(新介護保険法第七十八条の二、第九十五条の十一、第九十五条の二十一及び第九十五条の三十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第四項第六号の三若しくは第五項第一号の三、第七十九条第二項第五号の二(新介護保険法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十五条の二第二項第六号の三、第九十五条の二第三項第一号の三又は第九十五条の二第二項第五号の二の規定は、新介護保険法第七十条第二項第六号の三に規定する申請者と密接な関係を有する者(新介護保険法第七十八条の二第四項第六号の三に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)、施行日前に旧介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の九、第八十四条第一項、第九十五条の八第一項、第九十五条の十七、第九十五条の二十六若しくは第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、又は施行日前に発生した事実を理由として施行日後に新介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十、第八十四条第一項、第九十五条の九第一項、第九十五条の十九、第九十五条の二十九若しくは第九十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

第六条 新介護保険法第七十五条第二項、第七十八条の五第二項、第八十二条第二項、第九十九条第二項、第九十五条の五第二項、第九十五条の十五第二項又は第九十五条の二十五第二項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者を除く。以下この条において同じ。)、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は同日以後に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した当該介護老人保健施設の開設者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は同日前に当該介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した介護老人保健施設の開設者については、なお従前の例による。

(廃止又は休止の届出に関する経過措置)

第七條 この法律による改正後の老人福祉法第十四条の三又は第十六条第一項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後に同法第五條の二第二項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十條の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十條の七に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止した国及び都道府県以外の者については、なお従前の例による。

第七條 この法律による改正後の老人福祉法第十四条の三又は第十六条第一項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後に同法第五條の二第二項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十條の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十條の七に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止する国及び都道府県以外の者について適用し、同日前に同法第五條の二第二項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十

条の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十條の七に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止した国及び都道府県以外の者については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の老人福祉法第二十九条第三項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者(同法第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。))について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。

第八條 新介護保険法第四條の二の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第十一條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「第九十五条の二十九第六項」を「第九十五条の三十五第六項」に、「第九十五条の八第一項」を「第九十五条の九第一項」に、「第九十五条の十」を「第九十五条の十一」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十二條 生活保護法(昭和二十五年法律第四百

十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第六項中「第九十五条の三十九第一項」を「第九十五条の四十五第一項」に改める。

第五十四条の二第三項中「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に、「第七十八条の九」を「第七十八条の十」に、「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に、「第九十五条の二十九第六項」を「第九十五条の三十五第六項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第四号の九、第三百四十八條第二項第十号の五及び第七百一條の三十九第四項第十号の八中「第九十五条の三十九第一項」を「第九十五条の四十五第一項」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十四條 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第九十五条の三十八第一項」を「第九十五条の四十四第一項」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十五條 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項及び第三項中「第九十五条の二十九第六項」を「第九十五条の三十五第六項」に改める。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第十六條 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項第一号中「第九十五条の三十九第一項」を「第九十五条の四十五第一項」に改める。

第十一條第一項中「第九十五条の三十九第二

項」を「第百十五条の四十五第二項」に改める。

第十六条中「第百十五条の三十九第三項」を「第百十五条の四十五第三項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条のうち、介護保険法第七十二条第一項の改正規定中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同法第七十八条の九第七号の改正規定中「第七十八条の九第七号」を「第七十八条の十第七号」に改め、同法第九十四条第三項第七号の改正規定中「第九十四条第三項第七号」を「第百五条」に改め、同法第五章第五節第三款の款名を削り、第百七条から第百十五条までを改める改正規定の次に次の改正規定を加える。

第百十五条の三十二第一項中、「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「第百十条第五項」を削る。

第二十六条のうち介護保険法第百十五条の二十九第一項の改正規定中「第百十五条の二十九第一項中」「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「を」を「第百十五条の三十五第一項中」に改める。